

早期退職募集制度について (平成26年4月1日施行)

導入の背景

国家公務員の再就職のあっせんの禁止等に伴い、職員の在職期間が長期化している状況等を踏まえ、年齢別構成の適正化を通じた組織活力の維持等を図る観点から、早期退職募集制度を導入するとともに、定年前早期退職特例措置の内容を拡充し、透明性を確保し募集に応じ認定された退職者に適用するために導入する。

(国：平成25年6月1日施行 特例措置の拡充(3%割増)平成25年11月1日施行)

(1) 制度の比較

	現行の勸奨制度	早期退職募集制度
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人の職員に対し行われる ・任命権者から、積極的にやめてくださいという姿勢 ・密室的 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定多数の職員からの募集 ・本人の自発的意思 ・透明性
インセンティブ	定年前10年内の者に対し、定年前1年当たり2%の割増(最大20%) ・勤続25年以上の者	定年前15年内の者に対し、定年前1年当たり3%の割増(最大45%) ・勤続20年以上の者 ・定年前1年(59歳)の者については2%(現行どおり)

(2) 早期退職募集制度の流れ

早期退職者の募集

任命権者が、募集対象者全員に募集実施要項や必要な方法(認定制限基準)を周知して募集開始

- 募集実施要項
- ・年齢、職位、勤務部署その他募集の対象範囲を特定する事項
 - ・募集期間
 - ・募集人数
 - ・退職すべき期日又は期間
 - ・その他必要事項

応募

応募や応募の取下げは職員の自発的な意思によるもので、任命権者は、これらを強制してはならない。

認定及び不認定

任命権者は、認定又は不認定の決定
 ・公務運営上必要な人材の場合等には認定しないことができる。

通知

任命権者は、認定又は不認定の通知書を交付

退職(応募認定退職)

任命権者の指定した日(退職すべき期日)に退職

(3) 組合市町村の対応

退職手当条例の一部改正により退職事由の1つである「勸奨退職」が廃止され「応募認定退職」が設けられることに伴い、現在の「職員の勸奨退職実施要綱」を廃止し、新たに「職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集に関する実施要綱(案)」を制定する必要がある。

(4) 青森県市町村職員退職手当組合の対応

所要の整備に伴う退職手当条例の改正(平成26年4月1日施行)

■ 組合市町村が新たに整備する要綱等

〇〇職員の定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する実施要綱(案)

(目的)

第1条 この要綱は、職員に対し青森県市町村職員退職手当組合退職手当条例(昭和46年条例第1号。以下「退職手当条例」という。)第8条の3に規定する定年前に退職する意思を有する職員の募集等の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(募集実施要項の記載事項)

第2条 退職手当条例第8条の3第2項第11号の任命権者が別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 退職手当条例第8条の3第5項の規定により募集の期間を延長する場合があるときは、その旨
- (2) 退職手当条例第8条の3第9項各号に掲げる職員が同項の規定による応募(以下「応募」という。)をすることはできない旨
- (3) 退職手当条例第8条の3第11項の規定により同項の規定による認定をしない旨の決定をする場合がある旨
- (4) 認定を行った後遅滞なく、退職すべき期間のいずれかの日から退職すべき期日を定め、退職手当条例第8条の3第13項の規定による通知(以下「第13項通知」という。)を行うこととなる旨(募集実施要項(退職手当条例第8条の3第2項に規定する募集実施要項をいう。以下同じ。)に退職すべき期間を記載した場合に限る。)
- (5) 退職手当条例第8条の3第14項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げの場合があるときは、その旨

(応募及び応募の取下げの様式)

第3条 応募は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書(別記様式第1)によるものとする。

2 退職手当条例第8条の3第9項の規定による応募の取下げは、早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書(別記様式第2)によるものとする。

(認定をし、又はしない旨の決定の通知の様式)

第4条 退職手当条例第8条の3第12項の規定による通知は、次の各号の区分に応じて当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 退職手当条例第8条の3第11項の規定による認定(以下「認定」という。)をする旨の決定をしたとき 認定通知書(別記様式第3)

(2) 認定をしない旨の決定をしたとき 不認定通知書(別記様式第4)
(退職すべき期日の通知の様式)

第5条 第13項通知は、退職すべき期日の決定通知書(別記様式第5)によるものとする。ただし、前条第1号に定める通知書により第13項通知を併せて行った場合は、退職すべき期日の決定通知書(別記様式第5)を省略することができる。

(退職すべき期日の繰上げ又は繰下げに係る同意の様式)

第6条 退職手当条例第8条の3第14項の規定による同意は、次の各号の区分に応じて当該各号に定める同意書によるものとする。

(1) 退職すべき期日を繰り上げるとき 退職すべき期日の繰上げ同意書(別記様式第6)

(2) 退職すべき期日を繰り下げるとき 退職すべき期日の繰下げ同意書(別記様式第7)

(新たに定めた退職すべき期日の通知の様式)

第7条 退職手当条例第8条の3第15項の規定による新たに定めた退職すべき期日の通知は、退職すべき期日の変更通知書(別記様式第8)によるものとする。

(公表)

第8条 退職手当条例第8条の3第17項の規定による公表は、毎年4月中に、前年度に認定を受けた応募をした職員の数及び当該認定に係る全ての募集実施要項(退職手当条例第8条の3第11項に規定する必要な方法を周知した場合にあっては、当該方法を含む。)について、行うものとする。

(その他必要事項)

第9条 この要綱の実施に必要な事項は、〇〇長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 〇〇職員勸奨退職実施要綱(〇〇年要綱第〇〇号)は、廃止する。

早期退職希望者の募集に係る応募申請書

応募年月日 年 月 日

〇 〇 長 殿

応募申請者 印

私は、定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する実施要綱第3条第1項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募をします。

1 応募をする早期退職希望者の募集について	
募集の期間	年 月 日から 年 月 日まで
退職すべき期日 又は期間	
備考	

(注)「募集の期間」及び「退職すべき期日又は期間」は、「募集実施要項」に記載されている期日・期間を記入すること。

2 応募申請者について			
ふりがな 氏名		所属	
		職名	
級号給	給料表 []	級号給	
生年月日	年 月 日	年齢	歳

(注) 年 月 日現在で記入すること。

※処理欄

受理年月日	年 月 日	受理番号	
-------	-------	------	--

早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書

取下げ年月日 年 月 日

〇 〇 長 殿

取下げ申請者 印

私は、定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する実施要綱第3条第2項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請をする早期退職希望者の募集について			
募集の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
退職すべき期日 又は期間			
2 取下げ申請者について			
ふりがな 氏名	所属		
	職名		
3 認定について			
認定通知書に記載された認定年月日	年 月 日		
退職すべき期日又は期間			

(注)「3 認定について」欄は、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。また、このうち「退職すべき期日又は期間」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合はその期日を、それ以外の場合は退職すべき期間を記入すること。

※処理欄

受 理 年 月 日	年 月 日
応募申請書の受理番号	

認定通知書

認定年月日 年 月 日

様

〇〇長 印

貴殿から 年 月 日付けで申請のあった早期退職希望者の募集に係る応募については、定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する実施要綱第4条第1号の規定により、認定の決定をいたしましたので、通知します。

1 退職すべき期日又は期間
2 備 考

(注)「1 退職すべき期日又は期間」欄は、募集実施要項に退職すべき期日を記載した場合にあっては当該期日を、退職すべき期間を記載した場合にあっては当該期間内の期間又は期日を記入すること。

不認定通知書

年 月 日

様

〇〇長 印

貴殿から 年 月 日付けで申請のあった早期退職希望者の募集に係る応募については、定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する実施要綱第4条第2号の規定により、認定をしない旨の決定をいたしましたので、通知します。

不 認 定 の 理 由

退職すべき期日の決定通知書

年 月 日

様

〇〇長 印

貴殿の退職すべき期日については、 年 月 日と決定しましたので、定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する実施要綱第5条の規定により、通知します。

退職すべき期日の繰上げ同意書

年 月 日

〇 〇 長 殿

印

私は、定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する実施要綱第6条第1項第1号の規定により、下記の退職すべき期日を 年 月 日に繰り上げることに同意します。

既に通知した 退職すべき期日	年 月 日
認定年月日	年 月 日

(注)「認定年月日」は、認定通知書(別記様式第3)に記載されている認定年月日を記入すること。

退職すべき期日の繰下げ同意書

年 月 日

〇 〇 長 殿

印

私は、定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する実施要綱第6条第2号の規定により、下記の退職すべき期日を 年 月 日に繰り下げることにご同意します。

既に通知した 退職すべき期日	年 月 日
認定年月日	年 月 日

(注)「認定年月日」は、認定通知書（別記様式第3）に記載されている認定年月日を記入すること。

退職すべき期日の変更通知書

様
年 月 日

〇〇長 印

貴殿の退職すべき期日は、定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する実施要綱第7条の規定により、以下のとおり変更することとしましたので、通知します。

退職すべき期日	変更前	年 月 日
	変更後	年 月 日
変更同意日	年 月 日	

（注）「変更同意日」は、提出された退職すべき期日の繰上げ同意書（別記様式第6）又は退職すべき期日の繰下げ同意書（別記様式第7）に記載されている年月日を記入すること。

早期退職募集実施要項（例）

募 集 の 目 的	職員の年齢別構成の適正化を図る
募集の対象となるべき職員の範囲	<p>一般職の定数内職員で、退職すべき年月日において定年から15年を減じた年齢以上の者・・・〇〇名 (除外される者)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 任期を定めて任用された者 2 退職すべき期日又は退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者 3 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
募 集 人 数	〇〇名
募 集 の 期 間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日 ※募集の期間を延長する場合あり
退 職 す べ き 期 日 又 は 期 間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ※認定後に事情によって退職すべき年月日を繰上げ又は繰下げする場合あり
説 明 会	開 催 年 月 日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 開 催 場 所 ・ 時 間 〇〇〇〇・〇〇〇〇
応 募 申 請 書 及 び 応 募 取 下 げ 申 請 書 の 提 出 先	〇〇〇〇課 〇〇〇〇係
認 定 ・ 不 認 定 の 通 知 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
募 集 に 関 す る 問 合 せ 先	〇〇〇〇課 〇〇〇〇係
そ の 他 事 項	<ol style="list-style-type: none"> I 募集は期間中いつでも応募することができ、退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げをすることができる II 次のいずれかに該当する場合は、不認定とする <ol style="list-style-type: none"> 1 応募者がこの早期退職募集実施要項に適合しない場合 2 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けた場合 3 応募者が2に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違にあたる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当

<p>そ の 他 事 項</p>	<p>な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合</p> <p>4 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要と認める場合</p> <p>III 認定を受けた応募者が次の番号のいずれかに該当するときは、その認定は効力を失う</p> <p>1 懲戒免職処分を受けて退職したとき及び地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をしたとき</p> <p>2 退職したその日又はその翌日に再び職員となったとき及び引き続いて通算規定のある地方公務員等となり退職手当が支給されない場合に該当したとき</p> <p>3 募集実施要項に記載された退職すべき期日もしくは規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（1，2に掲げるときを除く。）</p> <p>4 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき</p> <p>5 応募を取り下げたとき</p>
<p>備 考</p>	